

水道局建設工事の請負契約に係る 一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者について必要な資格、資格審査の申請の時期及び方法等について、必要な事項を定めるものとする。

(市長部局の例)

第2条 入札に参加する者について必要な資格、資格審査の申請の時期及び方法等、必要な事項の取扱いについては、この要綱に定めるもののほか市長部局の例による。

(申請書の提出期間)

第3条 申請者は、申請書を次の各項に掲げる期間に提出するものとする。ただし、水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特別の理由があると認めたときはこの限りでない。

2 申請者は、平成29年を最初の年とする隔年ごとの1月15日から起算して10日間（土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）に申請書を提出するものとする。

3 追加受付をする申請者は、前項受付年の翌年1月15日から起算して10日間（休日等を除く。）に申請書を提出するものとする。

4 徳島県と共同受付をする申請者は、前2項の規定にかかわらず、平成31年を最初の年とする隔年毎の1月15日から同月24日までに、申請書及び共通審査書類を提出するものとする。

5 第4項の申請者で前項の期間内に申請書を提出できない場合は、前3項の規定にかかわらず、管理者が定める期間内において、随時に申請書を提出するものとする。

(資格審査)

第4条 管理者は、希望工事業（水道局が定めたものから1業種を選択する。）の申請書の提出を受けたときは、次の各号に掲げる項目についてそれぞれ当該各号に定める基準により審査をする。ただし、配水管布設業者については、必要な等級に区分して資格に関する格付けを行うものとする。

(1) 建設業法第27条の23第3項の規定に基づき国土交通大臣が定めた項目、同項の基準に基づき国土交通大臣が定めた基準

(2) 管理者が特に必要と認めて別に定める項目、管理者が別に定める基準

2 前項の規定による格付けは、前条ただし書により申請書が提出された場合を除き、平成25年6月1日を最初の期日とする隔年ごとの6月1日に行うものとする。

(資格の有効期間)

第5条 前条第1項の資格審査により有資格者と認められた者（以下「資格者」という。）の有効期間は、申請年の6月1日から2年間とする。

2 第3条ただし書及び第3項又は第5項の規定により申請書を提出し、審査を受けた資

格の有効期間は、前項の規定にかかわらず、前項の残存期間とする。

(格付け等の変更)

第6条 管理者は、平成26年6月1日を最初の期日とする隔年ごとの6月1日において、資格者（県内業者に限る。以下この条において同じ。）に対し、第4条第1項各号に掲げる項目についてそれぞれ当該各号に定める基準により審査を行うものとする。ただし、配水管布設業者については、必要な等級に区分して資格に関する格付けの変更を行うものとするが、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 管理者は、資格者に対し、別に定める期間内において、必要と認める書類の提出を求めることができる。

3 資格決定において、その直前の事業年度終了の日を審査基準日とする経営事項審査で、現に資格を有している建設工事の工種に係る総合評定値を付与されていない場合は、当該建設工事の工種に係る資格を失うものとする。

附 則

1 この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に指名競争入札に参加する資格を有する者は、この要綱の施行の日から県内業者にあっては平成19年5月31日まで、県外業者にあっては平成20年5月31日までは、この要綱に基づく資格を有する者とみなす。

附 則

1 この要綱は、平成20年12月15日から施行する。

2 この改正後の水道局建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱第4条第1項の規定にかかわらず、平成21年において、徳島県の区域内に主たる営業所を有するものについては、同年1月15日から同年2月16日まで（土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の期間に競争入札参加資格審査申請書を提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に入札に参加する資格を有する者は、この要綱の施行の日から平成31年5月31日まで、改正後の水道局建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱に基づく資格を有する者とみなす。